

## 広域養護老人ホーム県央寮外部サービス利用型 指定特定施設入居者生活介護利用契約書

.....（以下「利用者」という。）と広域養護老人ホーム県央寮外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、事業所が利用者に対して行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護について、次のとおり契約する。

### （契約の目的）

第1条 事業所は、利用者に対し、介護保険法の関係法令の趣旨に従い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供する。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、利用開始日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。

2 この契約は、契約満了日の30日前までに、利用者から事業所に対して、解約書により契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1から要介護5）と認定された場合には、この契約は更新されるものとする。

### （特定施設サービス計画）

第3条 事業所は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成し同意を得るものとする。
- (2) 必要に応じて、特定施設サービス計画を変更する。
- (3) 特定施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者に説明し同意を得る。
- (4) 特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へこれを交付する。

### （外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護のサービスの内容）

第4条 事業所は、次のサービスを提供するほか必要な援助を提供する。

- (1) 基本サービス（特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等をいう。）
  - (2) 受託居宅サービス（入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。）
- 2 事業所が委託する指定居宅サービス事業者及び利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」のとおりとする。
- 3 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、車いすやベッドに身体を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、抑制着を着せる、居室の外から鍵を掛ける、行動を落ち着かせるために精神作用を減衰させる薬（向精神薬）を過剰に使う等の方法による身体拘束等は行わない。

### （要介護認定の申請に係る援助）

第5条 事業所は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者に援助するものとする。

2 事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。

### （サービスの提供の記録及び保管）

第6条 事業所は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を作成することとし、完結の日から5年間保存するものとする。記録する内容は次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 受託居宅サービス事業者等からの報告に係る内容の記録
- (3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
- (4) 市町への通知に関する事項の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
- (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 一部業務委託をしている場合はその理由
- (10) 法定代理受領サービスに係る利用者の同意書等に係る記録

2 利用者は、前項の記録の複写物の交付を受けることができる。

(利用料金)

第7条 事業所は、サービス利用料金として別紙重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算した金額を利用者に請求する。

2 利用者は、前項の請求により当該サービス利用の翌月25日に口座振替の方法で事業所に支払う。当該日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日に振り替えるものとする。

3 事業所は、利用者に対し、請求書及び領収書を発行するものとする。

(契約の終了)

第8条 利用者は、事業所に対して30日間の予告期間をおいて解約書で通知することにより、この契約を解約することができる。

2 事業所は、次の事由に該当する場合、利用者に対して15日間の予告期間をおいて解約書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、振替日より15日間以内に支払われない場合
- (2) 利用者が病院等に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- (3) 利用者が、事業所の職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- (4) 利用者の健康状態又は生活状況が、他の利用者の生命若しくは健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合又は通常のサービスでこれを防止することができないと判断される場合

3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合には、当該認定の開始日の前日をもってこの契約は終了するものとする。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は終了するものとする。

- (1) 利用者が事業所を退所した場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 事業所が、介護保険法令等に基づく外部サービス利用型特定入居者生活介護の事業者指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

- (4) 利用者が、事業所の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合  
(退所時の援助)

第9条 事業所は、契約の終了に際し保証人と協力して、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。

(秘密の保持)

第10条 事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 事業所は、利用者及びその家族からあらかじめ個人情報授受委任同意書を得ない限り、居宅介護支援事業者、介護保険施設等に対し、利用者及びその家族の個人情報を提供してはならない。

(賠償責任)

第11条 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の身体及び財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその割合に応じ損害を賠償する。

2 次のいずれかに該当するときは、事業所はその賠償責任を負わない。

(1) 利用者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した損害

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としないことによって発生した損害

(3) 利用者が、事業所の職員の指示又は依頼に反して行った行為が原因で発生した損害

3 利用者は、事業所の財産又は他の利用者の身体若しくは財産に損害を及ぼした場合は、その相手方に対しその割合に応じ損害を賠償する。

(連絡義務)

第12条 事業所は、利用者の状態が急変した場合は、協力医療機関等に連絡を取る等必要な措置を行うとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するものとする。

(相談及び苦情の対応)

第13条 事業所は、利用者からの相談には迅速に対応し、事業所の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し誠意をもって可能な限り対応するものとする。

(善管注意義務)

第14条 事業所は、利用者にサービスを提供するに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行する。

(通知義務)

第15条 利用者は、契約書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに事業所に届け出るものとする。

(契約の変更)

第16条 利用者と事業所は、締結した本契約の内容に変更が生じる際には、当該変更される内容に係る書面を速やかに取り交わすものとする。

(誠意協議)

第17条 本契約に定めのない事項が生じた場合又は本契約について疑義が生じた場合は、利用者と事業所は、互いに誠意をもって協議の上解決に当たるものとする。やむを得ず訴訟提起にいたる場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

以上、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名又は記名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

令和      年      月      日

「事業所」

〒955-0805

新潟県三条市吉田字薬王寺 1237 番地

介護保険事業者番号 1570401248

広域養護老人ホーム県央寮

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所

管理者    樋   口      達   雄

〈電話番号〉 0256-34-1010

「利用者」

〒955-0805

三条市吉田 1237 番地    県央寮

-----  
大正・昭和    年    月    日生

〈電 話 番 号〉    0256-34-1010

〈保 険 者〉

〈被保険者番号〉

〈有 効 期 間〉    令和    年    月    日 ～ 令和    年    月    日

〈緊急連絡先〉

| 氏 名     | 住 所 | 関 係 | 電話番号        |
|---------|-----|-----|-------------|
| (身元引受人) | 〒   |     | (自宅・勤務先・携帯) |
|         | 〒   |     | (自宅・勤務先・携帯) |

契約担当者氏名    三浦   有佳